

宮城県地方港湾審議会運営規則

昭和四十九年十二月三日
宮城県地方港湾審議会規則第一号

改正 昭和五十二年一月三十一日地港審規則第一号

宮城県地方港湾審議会運営規則

(趣旨)

第一条 宮城県地方港湾審議会（以下「審議会」という。）の運営については、宮城県地方港湾審議会条例（昭和四十九年宮城県条例第十七号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会長は、緊急止むを得ない場合を除き、会議の五日前までに、議案及び関係資料を添えて、委員並びに当該議事に関係のある臨時委員に、会議の日時及び場所を通知しなければならない。

(欠席の届出等)

第三条 招集を受けた委員及び臨時委員は、事故その他止むを得ない事由により会議に出席できない場合には、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。この場合において、当該委員及び臨時委員は、代理人を出席させることができる。

(委員及び臨時委員以外の者の出席)

第四条 議長は、必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(議事録)

第五条 審議会の会議については議事録を作成し、議長が指名した委員二名がこれに署名押印するものとする。

2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 開催年月日及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議経過の概要
- 五 議決内容

(幹事会)

第六条 審議会に幹事会を置き、幹事会は、条例第九条の規定により任命された幹事をもって組織する。

2 幹事会は、条例第三条の所掌事務のうち会長が特に必要があると認める事項について調査審議し、次条の規定により委任を受けた事項について審議、議決する。

3 幹事会の会議は、会長が招集し、会長が予め指名する幹事はその議長となる。

4 条例第七条第二項及び第三項の規定は、幹事会の会議について準用する。

(委任)

第七条 会長は、条例第三条の所掌事務のうち、次に掲げる事項について調査審議を幹事会に委任することができる。

- 一 港湾計画の軽微変更に関する事項
- 二 港湾隣接地域の指定及び変更に関する事項
- 三 臨港地区及び臨港地区の分区の軽微変更に関する事項
(審議会に関する規定の準用)

第八条 幹事会の会議及び運営に関しては第二条から第五条までの規定を準用する。

(雑則)

第九条 この規則に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和四十九年十二月三日から施行する。

附 則 (昭和五十二年地港審規則第一号)

この規則は、昭和五十二年一月三十一日から施行する。